

奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十三号

奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会規則の一部を改正する規則

奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員長及び」を削り、同条第二項中「委嘱し、又は県の職員のうち知事が指定する職にあるものをもって充てる」を「委嘱する」に改める。

第三条中「学識経験を有する者のうちから委嘱される委員の任期は二年」を「委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日まで」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。